

改正学位規則に関する研修会
平成25年7月17日(お茶の水女子大学)

著作権等の権利処理について

信州大学附属図書館
森 一郎

本日の内容

1. 用語の確認
2. 機関リポジトリへの登録
3. 「学位規則」の改正
4. 「要約」について
5. まとめ

1. 用語の確認

著作権法の用語（1）

著作物	思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（2条1項1号）
著作権者	著作物を創作する者（2条1項2号）
共同著作物	2人以上の者が共同して創作した著作物で、各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの （2条1項12号）
複製	印刷、写真、複写、録音、録画などの方法により著作物を有形的に再製すること（2条1項15号）
公衆	特定かつ多数の者を含む（2条5項）
公衆送信	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（2条1項7号の2）
自動公衆送信	公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの （2条1項9号の4）
送信可能化	電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力すること。または、情報が入力された自動公衆送信装置を電気通信回線に接続すること。（2条1項9号の5）
翻案	編曲、変形、脚色、映画化などにより新たな著作物を創作すること

著作権法の用語 (2)

公	表	著作権者等によって公衆に対して発行, 上演, 演奏, 上映, 公衆送信, 口述, 展示された状態 (4条1項)
発	行	その性質に応じ公衆の要求を満たす部数が複製権者等によって作成され頒布された状態 (3条1項)
レ	コ	蓄音機用音盤, 録音テープその他の物に音を固定したもの (2条1項5号)
映	画	映画に類似する視覚的・視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され, 物に固定されている著作物を含むもの (2条3項)
演	奏	歌唱を含む(録音・録画物の再生を含む) (2条1項16号, 2条7項)
上	演	著作物を演奏以外の方法で演じること(録音・録画物の再生を含む) (2条1項16号, 2条7項)
口	述	朗読等により著作物を口頭で伝達すること(録音・録画物の再生を含み, 実演に該当するものを除く) (2条1項18号, 2条7項)
上	映	著作物を映写すること(合わせて映画の著作物の音を再生することを含む)(公衆送信されるものを除く) (2条1項17号)

著作権

著作者人格権	公表権 (18条) / 氏名表示権 (19条) / 同一性保持権 (20条)
著作権に含まれる権利の種類	複製権 (21条) / 上演権, 演奏権 (22条) / 上映権 (22条の2) / 公衆送信権 (23条) / 口述権 (24条) / 展示権 (25条) / 頒布権 (26条) / 譲渡権 (26条の2) / 貸与権 (26条の3) / 翻訳権, 翻案権 (27条) / 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 (28条)

著作隣接権

実演家の権利	氏名表示権 (90条の2) / 同一性保持権 (90条の3) / 録音権, 録画権 (91条) / 放送権, 有線放送権 (92条) / 送信可能化権 (92条の2) / 放送のための固定 (93条) / 放送のための固定等による放送 (94条) / 放送される実演の有線放送 (94条の2) / 商業用レコードの二次使用 (95条) / 譲渡権 (95条の2) / 貸与権 (95条の2)
レコード製作者の権利	複製権 (96条) / 送信可能化権 (96条の2) / 商業用レコードの二次使用 (97条) / 譲渡権 (97条の2) / 貸与権 (97条の3)
放送事業者の権利	複製権 (98条) / 再放送権, 有線放送権 (99条) / 送信可能化権 (99条の2) / テレビジョン放送の伝達権 (100条)
有線放送事業者の権利	複製権 (100条の2) / 放送権, 再有線放送権 (100条の3) / 送信可能化権 (100条の4) / 有線テレビジョン放送の伝達権 (100条の5)

2. 機関リポジトリへの登録

機関リポジトリへコンテンツを登録する前に

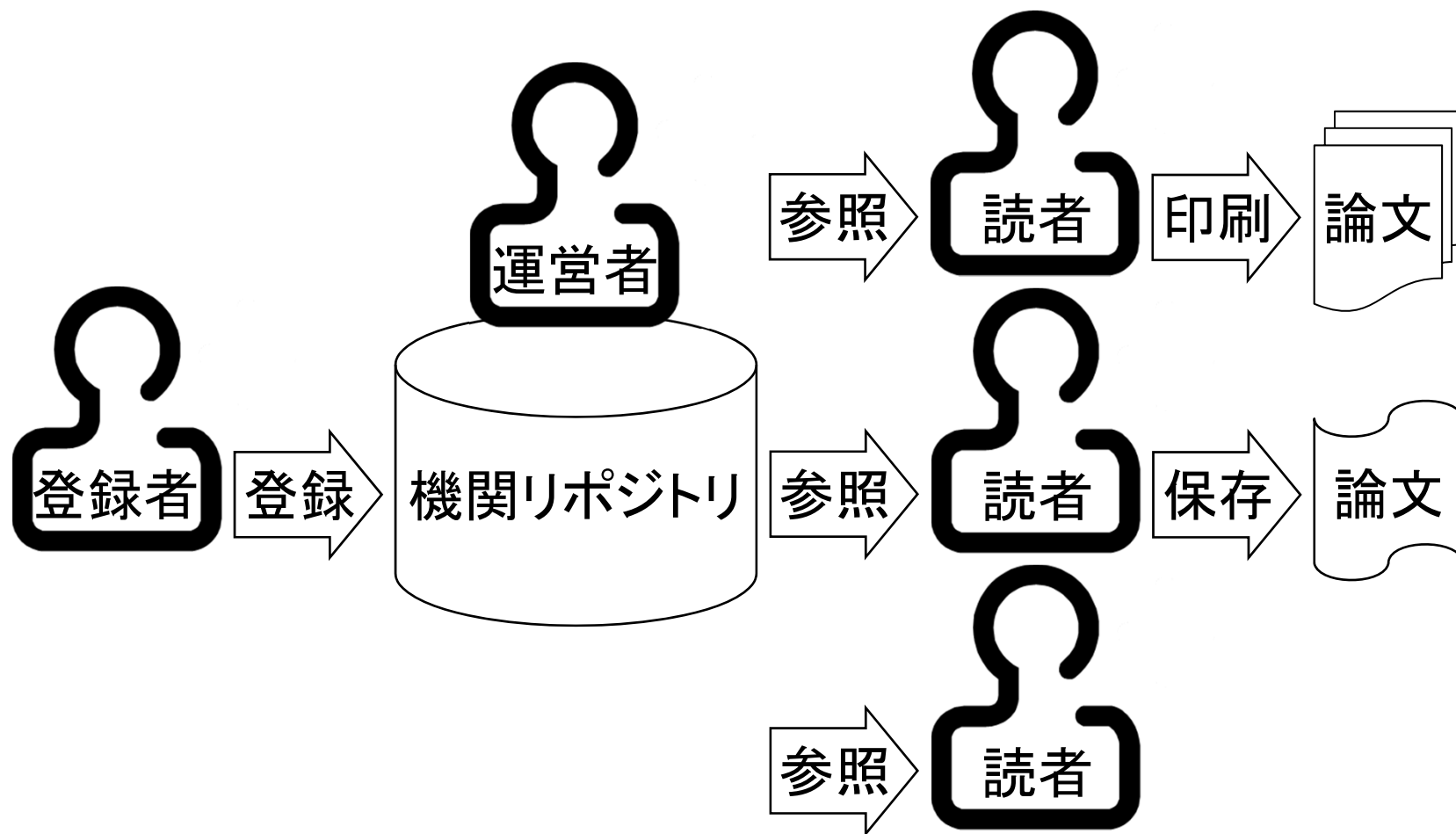
- 著作者は、その著作物を〇〇する権利を専有する。
(21条など, 21条から28条)
- 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
(61条1項)
- 著作権者は、他人に対し、
その著作物の利用を許諾することができる。(63条1項)
- ~~△△を目的とする場合には、著作物を
〇〇することができる。(35条など, 30条～50条)~~

まず著作権者の確認

ほかにも色々なケースがあるでしょうが…

1. 執筆者が1人で執筆者が保持している
2. 執筆者が複数で各執筆者が共有している
3. 執筆者が1人で出版社等へ譲渡されている
4. 執筆者が複数で出版社等へ譲渡されている

機関リポジトリのコンテンツ利用



3. 「学位規則」の改正

改めて「学位規則」の改正（1）

新	旧
<p>(論文要旨等の公表)</p> <p>第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を<u>インターネットの利用により公表</u>するものとする。</p>	<p>(論文要旨等の公表)</p> <p>第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を<u>公表</u>するものとする。</p>

改めて「学位規則」の改正（2）

新	旧
<p>第9条 博士の<u>学位を授与された者</u>は、<u>当該博士の学位を授与された日から1年以内</u>に、<u>当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するもの</u>とする。ただし、<u>当該博士の学位を授与される前に既に公表した</u>ときは、この限りでない。</p> <p>2 [次葉] 3 [次々葉]</p>	<p>第9条 博士の学位を授与された者は、<u>当該学位を授与された日から1年以内</u>に、<u>その論文を印刷公表するもの</u>とする。ただし、<u>当該学位を授与される前に既に印刷公表した</u>ときは、この限りでない。</p> <p>2 [次葉] [新設]</p>

改めて「学位規則」の改正（3）

新	旧
<p>第9条 [前葉]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、<u>当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</u></p> <p>3 [次葉]</p>	<p>第9条 [前葉]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、<u>当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

改めて「学位規則」の改正（4）

新	旧
<p>第9条 [前々葉] 2 [前葉] 3 <u>博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。</u></p>	<p>第9条 [前々葉] 2 [前葉] [新設]</p>

「インターネットの利用により」とは？

(2) 公表の方法について

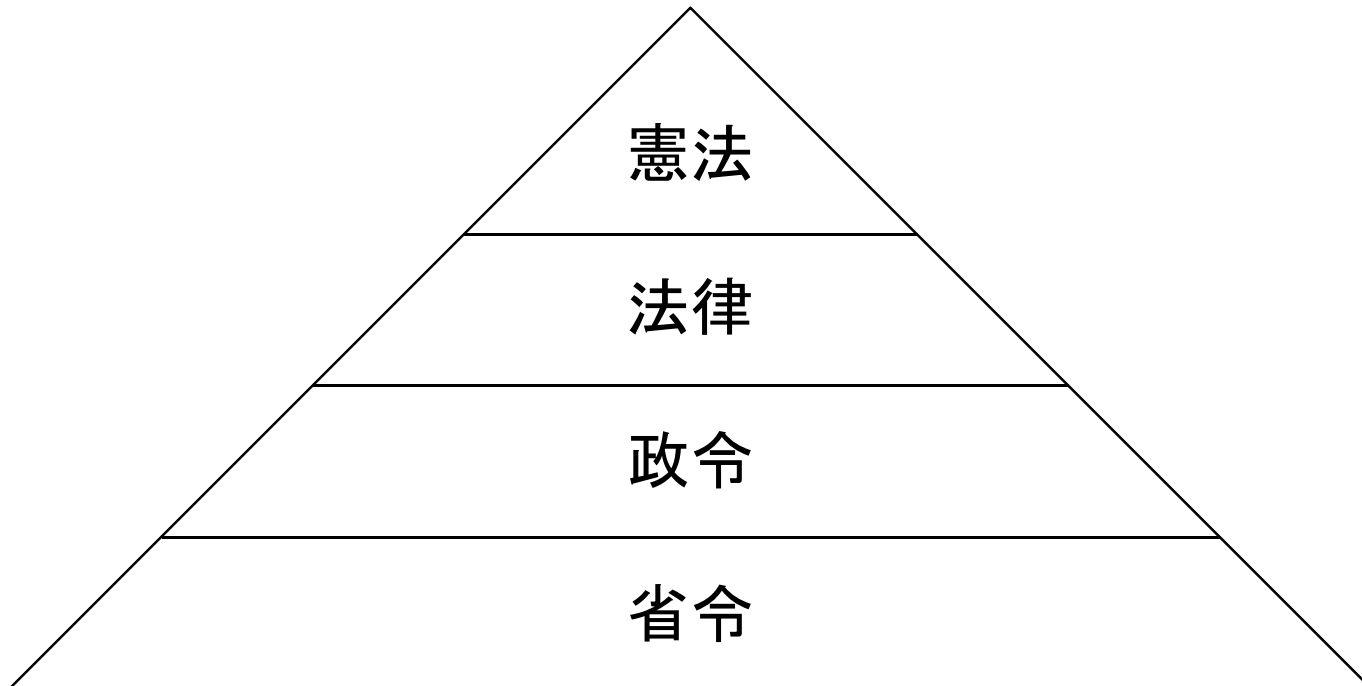
改正後の学位規則第8条及び第9条に規定するインターネットの利用による**公表の具体的な方法**については、当該博士の学位を授与した大学等の**機関リポジトリ**([略])による**公表を原則**とされたいこと。

機関リポジトリを有していない大学等においては、教育研究成果のオープンアクセス化を含め知的情報の蓄積・発信のための重要な手段として機関リポジトリを位置付け、整備を図るよう努めることとされたいこと。また、機関リポジトリが整備されるまでの間は、当該大学等のホームページにより公表すること、又は国立国会図書館に送付する博士論文を同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとする。

[以下、略]

(平成25年3月11日、24文科高第937号「学位規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」)

法令のピラミッド



「間接侵害」について

112条1項では、侵害する者またはそのおそれのある者に対して差止請求できると規定されているが、侵害する者とは誰を指すのか、という人的範囲については明確な規定はない。直接的に侵害する者以外の者(教唆・幫助者)に対する差止請求の可否は、一般には『間接侵害』と呼ばれている問題で、種々の議論があり、判例も多い。間接侵害には、

- ① 侵害物品の譲渡, 所持, 貸与, 輸入等のように, 侵害を拡大させる行為
 - ② 侵害の施設・場所や機器等の提供のように, 侵害を助長する行為
 - ③ プロバイダーのように, 侵害物を拡散する行為
- に大別でき, その態様も一律ではないため, 間接侵害一般ではなく, 個別の議論が必要となる。

(中山信弘「著作権法」有斐閣(2007) p.475)

4. 「要約」について

「やむを得ない場合」とは？

(3) 代替措置の取扱いについて

改正後の学位規則第9条第2項に規定する [略] 「やむを得ない事由がある場合」とは [略] 次に掲げる場合が想定されること。 [略]

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、**多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載**、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
[以下、略]

(平成25年3月11日、24文科高第937号「学位規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」)

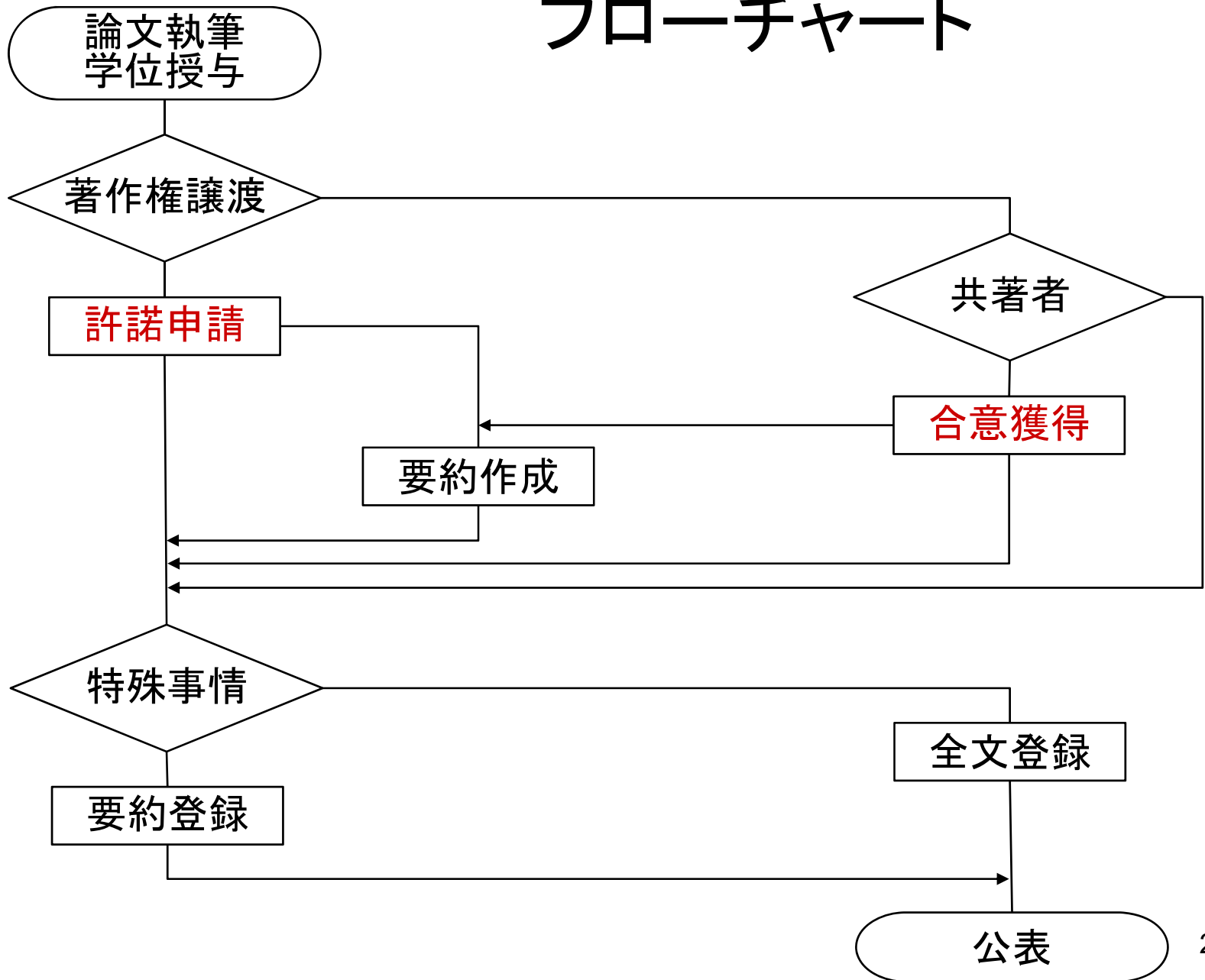
「要約」の著作権法的評価

翻案に該当しないもう一つの例としては、アブストラクト(抄録)あるいは要旨としての利用があります。ダイジェスト(要約)という形である程度の長さの著作物を短く縮めるという行為は翻案に該当しますが、そうではなくて、ある著作物が何を書いているかを紹介する程度のもの、例えば、新聞・雑誌の図書紹介とか、図書目録に記載するための要旨などは、著作物の翻案とはいえません。そもそも著作物を利用しているとはいえない性格の行為と観念されるからであります。翻案権が働く要約と働かない要旨との違いは、**要約が原作品を読まなくても原作品が表現している著作者の思想・感情を読者に感得させるものであるのに対し、要旨は原作品を読む意欲を起させる刺激剤ではあっても原作品の表現を読者に受け止めさせるに由ない性格のもの**とでもいえましょうか。

(加戸守行「著作権法逐条講義」(5訂新版)
著作権情報センター(2006) pp.208-209)

5. まとめ

フローチャート



情報流通促進のための体制づくり

